

税金よもやま話

第132回

東京地方税理士会 藤沢支部
菊池 洋介



電子帳簿保存法について

令和4年1月から施行された電子帳簿保存法の改正により、電子取引のデータ保存が義務化となりました。この改正については猶予期間が設けられており令和5年12月31日までは紙保存も認められていましたが、猶予期間も終わり令和6年1月1日以降は電子取引の紙保存は認められず、データによる保存が完全義務化となりました。では、どのような書類についてデータ保存が必要なのか改めて確認をしていきます。

電子帳簿保存法とは？

電子帳簿保存法とは、税法上保存等が必要な帳簿や領収書、請求書、決算書などの国税関係書類を、紙ではなく電子データで保存することに関する法律をいいます。

電子帳簿保存法には下記3つの保存区分があります。

- ①電子帳簿等保存（希望者のみ）
自身がパソコン等で電子的に作成している帳簿や書類をデータのまま保存する。
- ②スキャナ保存（希望者のみ）
取引先から受領した紙の領収書、請求書等を紙での保存に代えてスマホやスキャナで読み取った電子データで保存する。
- ③電子取引データ保存（対応が必要）
取引先と注文書、契約書、見積書、請求書、領収書等を電子データでやり取りした場合には、その電子データを保存しなければならない。この3つの保存区分のうち今回完全義務化となったのは③の電子取引データ保存となり、法人、個人に関わらずすべての事業者において対応が必要となります。

保存すべき電子取引とは？

電子取引とは取引に必要な情報を紙ではなく電子データで授受する取引をいいます。
例えば、メール本文・添付ファイルやクラウドサービスで授受した書類、アマゾンなどインターネットショッピングをしたときにPDFで送付された領収書や請求書、クレジットカードの電子明細書、EDI取引などに係る書類については、紙で出力したものを保存するのではなく、電子データのまま保存しなくてはなりませんので注意が必要です。
また、相手から受け取った書類だけではなく自身で発行した電子取引に掛かる書類についても紙ではなく電子データで保存する必要があります。

保存方法は？

電子取引のデータ保存については、「真実性の確保」と「可視性の確保」が必要となります。

- ①真実性の確保
電子データが削除・改ざんされていないこと。
→タイムスタンプ付与など、改ざん防止のための措置をとる必要がある。
- ②可視性の確保
電子データを検索・表示できるようにすること。
→日付・金額・取引先で検索できるようにしておく必要がある。
改ざん防止のための措置については、システムを導入すると金銭的に大きな負担がかかってしまいます。この場合、「改ざん防止のための事務処理規定」を定めて守ることで、システム費用等をかけずに改ざん防止措置を導入できます。
(参考) 国税庁 HP にサンプルが公開されています。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

可視性の確保については、専用のシステムを導入する必要はなく、以下のいずれかの方法で対応することができます。

- ①表計算ソフト等で索引簿を作成する方法
- ②規則的なファイル名を付す方法
(例) 2024年1月31日 ㈱〇〇商店からの110,000円の請求書の場合
ファイル名「20240131_110000_㈱〇〇商店」
また、令和6年1月1日以降については、税務調査等の際にデータの提示・提出の要求があった場合に求めに応じることができていれば、下記の対象者については検索機能のすべてを不要にする措置が見直されています。
 - ①基準期間の売上高が5,000万円以下の保存義務者
 - ②電子取引データをプリントアウトした書面を日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者このように保存方法が緩和され、一先ずパソコン等に保存したPDFファイル等を必要な時にダウンロード、提示できれば良いこととなりました。

最後に

今回完全義務化となった電子取引のデータ保存については、改正により保存の方法については緩和措置が取られています。また、紙でやり取りしている書類については今まで通り紙で保存することが認められています。
電子帳簿保存法への対応が難しい事業者の皆様につきましては、それぞれに合ったやり方で、無理のない範囲で対応を進めていただければよろしいのかと思います。